

ヒヤッ  
と  
したこと  
ないですか？

# 「自転車事故」へ 加害 備えましょう！

自転車は「軽車両」、  
加害者になるケースも  
発生します！

「自転車保険加入の義務化」を  
検討する自治体もあります！

約4分に1回、自転車事故が発生！  
交通事故件数の2割が自転車事故！  
自転車による加害事故も  
発生しています！

主な事故原因は、「安全不確認」「一時不停止」「信号無視」「歩道上の歩行者との接触」など。

数千万円の賠償金を支払わなくてはならない  
場合もあります。損害賠償責任は、未成年といえ  
ども責任を免れることはできません。

出典：交通統計平成24年版(警察庁交通局)

## 加害事故賠償例

賠償額9,521万円

<事故の概要>男子小学生(11歳)が夜間、  
帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の  
区別のない道路において歩行中の女性(62  
歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷  
害を負い、意識が戻らない状態となった。  
(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

出典：一般社団法人日本損害保険協会発行「自転車の事故」

自動車保険または火災保険に

「個人賠償責任特約」をプラス  
することで、加害事故へ備えましょう！

同居のご家族なら  
誰でもOK！

同居のご家族であれば誰が自転車を運転  
しても、補償の対象となります。別居のお  
子さま(未婚)も補償の対象です。

国内事故  
お支払限度額  
無制限！ (自動車保険)

自動車保険に付帯した場合、日本国内で発  
生した事故は、お支払限度額が無制限かつ  
示談交渉サービス付き。日本国外で発生し  
た事故は1億円までを補償。自己負担額は  
ありません。 ※火災保険については裏面参照

月々の保険料  
約160円！

自動車保険の場合、保険料は年間約1,920円、  
月々約160円です。

※火災保険保険料例：お支払限度額1億円の場合  
年間約1,320円 月々約110円



自転車事故以外にも、「買物先で商品を破損させた!」「ペットが人にケガをさせた!」…  
日常生活のちょっとした事故でも、お役に立つことができます。

補償内容の概要は、  
裏面をご参照ください。

# 損保ジャパンの「個人賠償責任特約」の概要

<THE クルマの保険>(個人用自動車保険)<THE すまいの保険>(個人用火災総合保険)

【ご注意】保険商品や保険始期により、補償内容等が一部異なる場合があります。

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>日本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に起因する場合等を除きます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が日常生活に起因する偶発的な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合</li> <li>●被保険者の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合</li> </ul> <p>※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。 ※火災保険における保険金をお支払いする場合の住宅の定義は、一部異なりますので、詳細はご契約のしおりをご確認ください。</p>
<p>補償の対象となる方(被保険者)</p>	<p>①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者(内縁の相手方および同性パートナーを含みます。) ③記名被保険者またはその配偶者(内縁の相手方および同性パートナーを含みます。)の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者(内縁の相手方および同性パートナーを含みます。)の別居の未婚の子 ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりませす。) ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりませす。)</p> <p><b>ご注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人賠償責任特約は、記名被保険者が個人の場合にかぎり付帯できます。</li> <li>●自動車保険の個人賠償責任特約では、「記名被保険者」とは、ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券(または保険契約継続証)などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。また、配偶者に同性パートナーを含みます。</li> <li>●上記①から③のいずれの方が、自動車保険、火災保険、傷害保険などの保険契約で、この特約を付帯すると補償に重複が生じることがありますので、他のご契約の補償内容・保険金額を十分にご確認ください。</li> </ul>
<p>お支払いする保険金</p>	<p>損害賠償金(ただし、代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。)、訴訟費用、弁護士費用などをお支払いします(自己負担額はありませす。)</p> <p><b>ご注意</b></p> <p>&lt;お支払限度額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車保険の場合:日本国内で発生した事故→無制限 日本国外で発生した事故→1億円</li> <li>●火災保険の場合:1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択可能(国内外の事故にかかわらず補償)</li> </ul>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>(1)次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしませす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保険契約者、被保険者の故意またはこれらの者の法定代理人の故意</li> <li>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</li> <li>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故</li> <li>⑤④以外の放射線照射または放射能汚染</li> <li>⑥環境汚染に起因する事故</li> <li>⑦②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故</li> </ol> <p>(2)被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いしませす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>②被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任</li> <li>③被保険者の業務(家事を除きます。)に従事する使用人が被った身体の障害によって生じた損害賠償責任</li> <li>④被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>⑤被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>⑥主として被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する賠償責任</li> <li>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</li> <li>⑨航空機、船舶および車両*または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 *船舶および車両とは自転車など主たる原動力が人力であるものやゴルフ場敷地内におけるゴルフカートなどを除きます。</li> </ol> <p>(3)被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金をお支払いしませす。 など</p>

●このチラシは個人賠償責任特約の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。また、その他の補償内容等につきましては、必ずパンフレットまたはご契約のしおり(約款)等をご確認ください。

お問い合わせ先  
(取扱代理店)

【引受保険会社】

 **損害保険ジャパン株式会社**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

**有限会社松本保険事務所**  
〒700-0003 岡山市北区半田町1-4  
TEL 086-228-1592